

方針に対する主な意見とそれに対する当委員会の考え方

「株式会社かんぽ生命保険の新規業務に関する届出制の運用に係る郵政民営化委員会の方針」（令和3年10月）に対する主な意見とそれに対する当委員会の考え方は、以下のとおりである。

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
1	各関係団体が新規業務の取扱いによる競争関係への影響の有無・度合い、内容等を判断するのに必要な期間は設けていただきたい、原則意見聴取は広く行っていただきたい、意見を述べる機会を確保していただきたい。（一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人生命保険協会、全国生命保険労働組合連合会）	○ 当委員会では、当局に届出のあったかんぽ生命の行う新規業務について、必要な場合に調査審議や意見聴取を行うこととしており、行う場合には、一定期間を設けた上で、委員会での意見聴取を行うことを想定している。
2	新規業務等の取扱いにあたっては、委員会において、改正郵政民営化法及び同法の附帯決議の趣旨を踏まえ、民間会社との適正な競争関係、業務内容に応じた適切な態勢整備の状況等、実効性のある評価・検証等がなされることを期待する。（一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、在日米国商工会議所、全国生命保険労働組合連合会）	○ 当委員会では、当局に届出のあったかんぽ生命の行う新規業務について、必要な場合に調査審議を行うこととしており、調査審議を行う場合には、「適正な競争関係の確保」と「役務の適切な提供」に係る配慮義務について検証を行うこととしている。
3	配慮義務の遵守状況については、業務開始時・開始後における適切な確認・検証等をお願いしたい。業務開始後も、必要に応じて「意見の作成・公表」を実施すべきである。（一	○ かんぽ生命の新規業務の実施状況を踏まえながら、必要があれば、当委員会において確認や検証等を行うことについて検討して参りたい。

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
	<p>一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会、一般社団法人生命保険協会)</p>	
4	<p>届出があった事実やその内容はHP等で速やかに公表してほしい、「調査審議」「外部からの意見聴取」「意見作成・公表」それぞれの実施要否について個々の案件ごとに判断根拠等を公表してほしい。(一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人生命保険協会、全国生命保険労働組合連合会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ かんぽ生命の新規業務の届出があった事実やその内容は、内閣総理大臣及び総務大臣から通知があったのち、HP等で公表することを想定している。 ○ また、調査審議、外部からの意見聴取及び意見作成に関しては、個々の案件における委員会としての考えについて公表していきたいと考えている。
5	<p>議決権保有割合が49.9%となっても、株式完全売却に向けた道筋が示されていない以上、公正な競争条件の確保が実現しているとは言えない、適正な競争関係を阻害するおそれの低下などありえない。(一般社団法人生命保険協会、全国生命保険労働組合連合会)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 令和3年6月9日に日本郵政がかんぽ生命に対する議決権保有割合を49.9%に引き下げたことによって、かんぽ生命の新規業務は、これまでの認可制から届出制に移行したものであり、当委員会としては、郵政民営化法の枠組みの中で、「適正な競争関係の確保」と「役務の適切な提供」の配慮義務について検証を行うこととしている。 その際、郵政民営化法上、これまでの認可の審査にあたっては、「議決権比率」と「かんぽ生命の経営状況」を考慮することが規定されていたが、届出制のもとでの配慮義務の内容として「議決権比率」等は考慮することとされていないことに留意が必要であると考えている。 ○ 金融二社の株式処分について、郵政民営化法では、「その全部を処分することを目指し、」両社の経営状況、

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
		<p>ユニバーサルサービス責務の履行への影響等を勘案しつつ、「できる限り早期に、」処分することとされている。</p> <p>○ なお、日本郵政が、かんぽ生命の株式の二分の一以上を処分することにより、他の生命保険会社との適正な競争関係を阻害するおそれが低下する旨は、郵政民営化法等の一部を改正する等の法律案の国会審議において、法案提出者から述べられている。(第180回衆議院郵政改革に関する特別委員会 平成24年4月11日)。</p>
6	<p>議決権保有割合49.9%となっても、「政府が間接的に株式保有しているかんぽ生命に対し「政府が何らかの支援を行うではないか」との期待感が見受けられる。また、いわゆる『暗黙の政府保証』は未だ払拭されていない。(一般社団法人生命保険協会、全国生命保険労働組合連合会)</p>	<p>○ 金融二社については、従来から、日本郵政による株式保有が存在する限り「暗黙の政府保証」が残存するという考えに立って、その間は規制緩和を認めるべきでないという指摘がある。</p> <p>○ しかし、民営化後も暗黙の政府保証が残存するという認識があるとするれば、それは明らかに誤解に基づくものであり、誤解は払拭されなければならないというのが当委員会の考え方である。</p>
7	<p>学資保険について、かんぽ生命が圧倒的な販売シェアを獲得しており、このような状況は、消費者が有するかんぽ生命に対するイメージを背景とした高い競争力の証左である。(一般社団法人生命保険協会)</p>	<p>○ かんぽ生命の保有契約件数(年金保険を除く。)のシェアは、平成8年度末の39.3%から減少を続け、令和2年度末では12.5%まで大幅にシェアを下げている。ご指摘のような消費者が有するかんぽ生命に対するイメージを背景とした高い競争力があるような状況とは考えていない。</p>

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
		<p>○ なお、学資保険の新規契約件数についても、平成26年度のピーク(件数シェア65.8%)から減少が続き、令和2年度では、不適切募集問題の影響もあつたとは言え、件数シェア12.8%と大幅に下がっている。</p>
8	<p>金融庁からの保険業法の認可取得後に郵政民営化法の届出を行うことで新規業務を実施し、新規業務実施後に、適正な競争関係を阻害している恐れのある場合等には、郵政民営化委員会における業界ヒアリング等を実施するなどの手続きとなるよう要望する。(日本郵政グループ労働組合)</p>	<p>○ 本方針では、かんぽ生命から届出を受けた行政当局から通知があり次第、速やかに調査審議の必要性を判断することとし、必ずしも金融庁からの保険業法の認可取得後に届出が行われることを前提としていないが、調査審議が必要な場合でも、簡素化することにより、これまでの認可制に比べて期間を短縮することとしている。</p>
9	<p>金融二社(ゆうちょ銀行、かんぽ生命)のいわゆる上乗せ規制については、社会の要請に合致した魅力ある商品や新サービス、新規業務を他の金融機関と同様に速やかに認可いただけるようにするために、直ちに撤廃し、公平な条件としていただきたい。(全国郵便局長会)</p>	<p>○ 金融二社(ゆうちょ銀行、かんぽ生命)には銀行法・保険業法による規制に加え郵政民営化法による業務制限等が課されているが、後者については、郵政民営化の移行期間において郵政民営化に関する状況に応じて緩和することとされており(郵政民営化法第8条)、日本郵政が金融二社の全株式処分等の日以後制限が解除されることとなっている。</p>
10	<p>今回の郵政民営化委員会の調査審議および意見募集は、かんぽ生命の新規業務に係る届出制の運用を対象としたものであり、ゆうちょ銀行の新規業務規制が届出制に移行した場合の運用に関しては、改めて調査審議と意見募集が行われるものと理解している。(一般社団法人全国銀行協会、一般社団法人全国信用金庫協会)</p>	<p>○ 今回は、かんぽ生命の新規業務に関する届出制の運用に係る当委員会の方針を定めようとするものであり、仮にゆうちょ銀行の新規業務について届出制に移行した場合にも、その運用方針を検討の上、意見聴取やパブリックコメントを実施して、「方針」を定めることとなるものと考えている。</p>
11	<p>行政手続法の「届出」に関する規定を根拠として、方針が取りまとめられている点は、理解できるものでは</p>	<p>○ 本方針の2届出制の意味 において行政手続法を引用したのは、届出の効果の発生時期について説明するためであり、本方針では、郵政民営化法等の一部を改正する等の法</p>

通番	ご意見	ご意見に対する当委員会の考え方
	なく、民営化委員会より明確な認識が示されることが必要である。(全国生命保険労働組合連合会)	律案の国会審議の際の衆参の附帯決議を踏まえ、一般的な届出とは取扱いが異なることを前提に、届出制の運用についての考え方を取りまとめたところである。
12	郵政民営化委員会においては、今後、本方針を受けたかんぽ生命の新規業務に関する届出制の運用に際して、慎重かつ真摯な調査審議を行い、議論・運営の透明性や委員会の公平・中立性を確保・担保するための実効性のある対応がはかられることを要望する。(一般社団法人生命保険協会、全国生命保険労働組合連合会)	○ 当委員会は、関係大臣の権限行使に際して中立的、専門的な見地から意見を述べる役割を担っており、本方針に沿って適切に対応して参りたい。